

判例研究

〔商法 六〇三〕 遺言による共済金受取人の変更に伴う諸問題

名古屋高裁平成二九年四月二〇日判決
平成二八年(※)第九七三号、共済金請求控訴事件
文献番号 2017WVLJPCA04206021
原審、名古屋地裁一宮支部平成二八年一〇月二五日判決、平成二八年(ワ)第六一号、共済金請求事件
文献番号 2016WVLJPCA10236014

〔判示事項〕

一 生命保険契約と生命共済契約とは類似しているから、保険法制定前に締結された共済契約についても、遺言による保険金受取人の変更の場合と同様に、遺言により共済金受取人を変更することができる。

二 共済者の旧受取人に対する死亡共済金の支払は、共済者の行為に過失があるため、債権の準占有者に対する弁済とはならない。

三 相続人ではない第三者が遺言により取得した死亡共済金請求権は、特別受益の持戻しおよび遺留分減殺のいづれの対象ともならない。

〔参考条文〕

改正前民法四七八条・九〇三条・一〇三一条、改正前商法六七五条・六七七条一項、保険法四四四条・七三条等

〔事 実〕

本件は、遺言により死亡共済金受取人に変更されたとす

る X (原告・被控訴人) が、共済者である Y₁ (被告・控訴人)。以下「Y₁ 共済者」という。) に対し、共済契約に基づき死亡共済金の支払およびこれに対する被共済者亡 A の死亡の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。Y₂ (被告補助参加人・控訴人補助参加人) は、自らが死亡共済金受取人であるなどと主張して Y₁ 共済者に補助参加した。

(一) 本件契約の締結

平成七年六月三〇日、亡 A が B 農業協同組合との間で、自己を共済契約者兼被共済者、死亡共済金受取人を実母 Y₁ とし、死亡共済金額を五四〇〇万円とする終身共済契約 (以下「本件共済契約」という。) を締結した。

平成一四年四月一日、Y₁ 共済者は、B 農業協同組合を含む近隣四組合の合併により設立され、B 農業協同組合の共済契約上の地位を包括的に承継した。

(二) 本件約款の規定

本件共済契約に係る終身共済約款 (以下「本件約款」という。) 一〇条一 (ア) は、被共済者が死亡したことを支払事由として死亡共済金を支払う、(死亡) 共済金の額は共済金額と同額とする旨規定している。同二四条一項「共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、死亡共

済金受取人を変更することができません。」、同条二項「死亡共済金受取人の変更は、書面でその旨を組合に通知しなければ、組合に対抗することができません。」と規定している。また、同五条 (二) には、「組合は、死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以降八日以内に死亡共済金を支払います。」との規定があった。

(三) 本件訴訟に至る経緯

平成二七年二月一九日、亡 A は、自筆証書遺言 (以下「本件遺言」という。) を作成し、一切の財産を X (亡 A が運営していた会社の従業員) に包括遺贈すると共に本件共済契約の死亡共済金受取人を X に変更し、遺言執行者に弁護士である C (以下「C 遺言執行者」という。) を指定する意思表示をした。その翌月二四日、A は死亡した。

同月三一日、C 遺言執行者は Y₁ 共済者に対し、本件共済契約に係る死亡共済金受取人が X に変更されたことを書面で通知した。しかし、Y₁ 共済者は X に対する死亡共済金の支払を拒否した。

Y₂ は、同日の三月三一日、Y₁ 共済者に対し、同人が死亡共済金受取人として明記された本件共済契約に係る共済証書、亡 A の死亡診断書、その他必要とされる書類を完備・

提出して死亡共済金を請求した。それを受けたY₁共済者は、その翌月の四月二日、Y₂に対し、本件共済契約に係る死亡共済金として五四〇〇万円を支払った。

同年六月一七日、Y₂はさらにXに対し、遺留分減殺の意思表示をした。

C遺言執行者はY₁共済者に対し、同年八月二五日到達の書面をもって同書面到達後十四日以内に死亡共済金を支払うよう求めた。

そして、平成二八年八月四日、Y₂は、改めてXに対し、遺留分減殺請求権と本件共済契約に係る不当利得返還請求権とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

原審は、次のように判示し、Xの主たる請求を認容した。すなわち、①本件遺言は有効に成立しているところ、本件遺言により本件共済契約に係る死亡共済金受取人はY₂からXに変更されたと認めため、Y₁共済者は、保険約款五条(一)に基づき、C遺言執行者から当該変更の書面通知が到達した平成二七年三月三一日から八日以内に死亡共済金支払義務を負うから、その支払期限の翌日である同年四月九日を起算日として遅延損害金の支払義務を負う。②上記支払までにC遺言執行者から死亡共済金受取人の変更通知がされていたこと、および遺言による死亡保険金受取人

の変更を肯定する下級審裁判例も複数存在していたことからすると、Y₁共済者のY₂に対する死亡共済金の支払は、Y₁共済者において、Y₂に受領権限があると信じたことに過失がないとはいえないから無効である。③死亡共済金請求権も、死亡保険金請求権と同様、民法に規定する遺贈または贈与に係る財産には当たらず、遺留分減殺の対象とならないから、Y₂が主張する特別受益として持戻しの対象ともならない、④Y₂が主張する遺留分減殺請求権による相殺も理由がないから採用できないとした。そこで、Y₁共済者が控訴し、Y₂がそれに補助参加した。

(四) 争点

本件の争点は、(一)遺言による死亡共済金受取人の変更の効力、(二)債権の準占有者弁済の成否、(三)死亡共済金請求権は特別利益として持戻しの対象となるか、(四)遺留分減殺請求権による相殺の可否、である。

(判旨)

原判決一部変更

(控訴審判決は、原判決を一部補正し、一部に当事者の控訴審における補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の判断のとおりで、これを引用している。もっとも、

付帯請求につき、起算日を平成二七年九月九日に変更した。ついでには、以下は、特段の注記※を除き、原判決補正後のものである。なお、遅延損害金の起算日に関する判旨は割愛する。

一 争点(一)(遺言による死亡共済金受取人の変更の効力)について

(一) 共済金受取人の変更の効力

「平成七年六月三〇日締結の本件共済契約は、民法及び本件約款により規律される。」

「保険金受取人の指定は、保険契約者の一方的意思表示によってなされる単独行為である。この意思表示は保険契約者の意思表示として確定的に成立した時点で直ちに効力を生じており、保険者に通知されることよって効力を発生するものではない。保険金受取人を変更する旨の意思表示は、既になされた受取人指定の取消の意思表示と新たな受取人指定の意思表示であり、いずれも意思表示として確定的に成立した時点で直ちに、それ以前の意思表示を変更する効力を生じると解される。(最判昭和六二年一〇月二十九日民集四一卷七号一五二七頁、東京地裁平成九年九月三〇日判決参照)」

「共済契約は、同質の属性を有する者同士の相互扶助の

仕組みではあるが、死亡給付等に対する期待に依るといふ点で生命保険契約と生命共済契約とは類似しているから、共済金受取人の指定又は変更について保険金受取人の場合と別異に解するのは相当ではない。」

「本件約款二四條二項によれば、共済金受取人の変更がなされたときは、共済者であるYに通知される必要があるが、同項の『組合に対抗することができません』との文言からして、共済金の二重払いを防止する趣旨に基づくものであり、共済者に対する対抗要件であるから、共済金受取人の指定又は変更の効力が通知によって生じるものとは解されない。」

(二) 遺言による共済金受取人の変更の可否

「死亡共済金受取人の変更の意思表示が遺言によってなされる場合、遺言の様式性に鑑みると、その意思表示は遺言により確定的に成立しているといえる。なお、遺言事項は法定事項であるが(民法九六〇条)、共済金受取人の指定・変更は財産処分行為と捉えることができるから、遺言事項として類推することが許容されないものとは解されない。」

「遺言は、遺言者の死亡と同時に効力を生じるものである。遺言で共済金受取人変更の意思表示がなされた場合に

は、遺言者の死亡と同時に上記変更の意思表示が遺言者の最終的かつ確定的意思表示として効力を生ずるのであり、遺言どおりに死亡共済金受取人の変更の効力が生じ、このような場合も『共済金の支払事由が発生するまで』に死亡共済金受取人が変更なされたものと解される（東京地裁平成九年九月三〇日判決参照）。

「本件共済契約において、共済契約者の意思を実現するため共済金受取人の変更が認められている以上、本件共済契約が被共済者の家族の生活保障を確保することを趣旨とし、Y₁共済者が営利目的で運営される組織でないことから、直ちに遺言による共済金受取人の変更が認められないというものではない。なお、本件約款において共済金受取人を契約者あるいは被共済者の家族に限定する規定は見当たらない。」

「死亡共済金受取人の変更は、その意思表示がなされれば、その時に効力が生じるものであり、共済者に到達することが要件となるわけではないから、民法九七条一項の適用場面ではない。」（※Y₁共済者の補充主張に対する判断）

「死亡共済金請求権は、被共済者の死亡前であっても（仮）差押えが可能なものであり、死亡共済金受取人を変更することによって、死亡共済金請求権を事実上譲渡する

ことが可能なものである。したがって、死亡共済金受取人の指定・変更は財産処分行為と捉えることができる。」（※Y₁共済者の補充主張に対する判断）

「保険法制定前の最高裁判所の判例等によれば、本件遺言により本件共済契約に係る死亡共済金受取人は、Y₂からXに変更されたと認めるのが相当である。」（※Y₁共済者の補充主張に対する判断）

二 争点（二）（債権の準占有者弁済の成否）について

「上記支払までに遺言執行者であるC弁護士から死亡共済金受取人の変更通知がされたこと、遺言による死亡共済金受取人変更についての最高裁判決は存在せず、遺言による死亡共済金受取人の変更を肯定する下級審裁判例も複数存在していることからすると、共済事業等を目的とするY₁共済者において、Y₂に受領権があると信じたことに過失がないとはいえない。」

「本件約款五条によっても、Y₁共済者は請求から八日間は調査が可能である上、同期間を経過すれば遅滞の責めを負うに止まるから、これをもって無過失を基礎づける事実とはいえない。」

「保険法制定前から遺言による保険金受取人の変更が可能とする裁判例があり、保険法制定前に契約された本件共

済契約についても同様の判断が出されることは容易に予測可能なものであるから、C 遺言執行者から死亡共済金受取人が X に変更された旨の連絡を受けながら、Y₂ に死亡共済金を支払った Y₁ 共済者の行為に過失があることは否定できない。(※ Y₁ 共済者の補充主張に対する判断)

三 争点(三) (死亡共済金請求権は特別受益として持戻しの対象となるか) について

「死亡保険金請求権は、保険契約により指定された保険金受取人が自己固有の権利として取得するものであつて、保険契約者あるいは被保険者から承継取得するものではないから、相続財産を構成するものではない(最高裁判所昭和四〇年二月二日第三小法廷判決・民集一九卷一号一頁参照)。死亡共済金請求権を死亡保険金請求権と別異に解すべき理由はないから、死亡共済金請求権も相続財産を構成するものではないといふべきである。」「X は、亡 A 財産の全てを包括遺贈されているから、亡 A の遺産について遺産分割の対象となる財産はない。したがつて、亡 A の遺産について、遺産分割が行われることが想定されない以上、Y₂ と X との間では、民法九〇三条一項及び二項が適用される余地はない。」

「保険金請求権は被保険者の死亡した時に初めて発生す

るものであり、保険契約者の払い込んだ保険金(「保険料」の誤植と思料―筆者)と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないから、実質的に保険契約者あるいは被保険者の財産に属していたと見ることはできない。したがつて、死亡保険金請求権は、民法一〇三一条に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たるものではなく、これに準ずるものといふこともできない(最高裁判所平成一四年一月五日第一小法廷判決・民集五六卷八号二〇六九頁参照)。死亡共済金請求権を死亡保険金請求権と別異に解すべき理由はないから、同様に解するのが相当である。そうすると、死亡共済金請求権は、遺留分減殺の対象とはならないといふべきである。」

「したがつて、Y₂ としては、X に対し、亡 A の遺産を対象とする遺留分減殺請求権を行使するしかないということになる。そして、このことは、共同相続人のうちの一人が包括受遺者兼死亡保険金受取人であった場合における他の共同相続人においても異ならない。」

「もつとも、被相続人を保険契約者又は被保険者とし、共同相続人の一人又は一部の者を保険金受取人とする保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権については、保険金受取人である相続人と他

の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らして到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合は、同条の類推適用により、特別受益に準じて持ち戻しの対象となると解するのが相当である（最高裁判所平成一六年十月二十九日第二小法廷判決・民集五八巻七号一九七九頁参照）。したがって、同判決によれば、共同相続人の一人が包括受遺者兼死亡保険金受取人である場合において、死亡保険金受取人である相続人との共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどの著しいものであると評価すべき特段の事情が存在する場合は、死亡保険金請求権は遺留分減殺の対象となると解する余地がある。」

「これに対し、包括受遺者が相続人以外の第三者である場合、確かに民法九九〇条は、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有すると規定しているが、包括遺贈も遺贈の一態様にすぎず、相続そのものではないから、相続に関する民法の規定の適用があるか否かは、当該規定の趣旨・目的に照らして判断する必要がある。そして、民法九〇三条は、生前贈与が遺産の前渡しとして行われることが多く、これらを持ち戻させることにより共同相続人間の衡平を図

るとい趣旨・目的に基づく規定である。そうすると、相続人ではない第三者に対する包括遺贈は、遺産の前渡しという性質を有しないし、第三者は民法九〇〇条の法定相続分を有するわけでもないから、共同相続人間の衡平を図るとい民法九〇三条を類推適用すべき理由はない。」

四 争点(四)（遺留分減殺請求権による相殺の可否）について

「Xは、Y₁共済者に対し、本件共済契約に係る死亡共済金請求権の全額を行使しているのであって、Y₂が支払を受けた死亡共済金について、Y₂に対し、不当利得返還請求を行使しているわけではないから、そもそも相殺の主張は、その前提を欠くというべきであるし、また、遺留分減殺請求権に係る金銭の額自体確定していないのであるから、相殺の主張は、主張自体失当である。」

〔研究〕

本判決に賛成する。

本件は、保険法施行前に締結された終身共済契約において、遺言による死亡共済金受取人の変更の効力、共同相続人以外の第三者を死亡共済金受取人に変更した行為が特別受益の持戻しおよび遺留分減殺請求の対象となるかが争わ

れた事案である。本判決は、保険法施行後の遺言による共済金受取人の変更について新たな一つの裁判例として注目される(本判決についての先行研究として、塚塚肇雄「判批」保険事例研究会レポート三一六号一二～二三頁(二〇一八)、吉川良平「判批」共済と保険七三三号三八～四五頁(二〇一九)等がある)。

一 保険法施行前締結の共済契約の遺言による死亡共済金受取人変更の効力について

(1) 保険法施行前締結の共済契約に適用される規律

保険法は、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず」、保険と実質的に同等の内容を有するものについては、保険法の適用対象としている(保険法二条一号)。そして、「保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる」との条文を新設している(保険法四四條・七三條)。本件では、かかる規定が本件共済契約に適用されるかどうか、適用されない場合は平成二〇年改正前商法(以下「改正前商法」という)の規定が準用できるかが問題となる。

ア、保険法の適用可否

法の効力はその法の施行時以前には遡って適用されない、

いわゆる「法の不遡及」は一般原則である。もつとも、立法政策として、法の内容によっては国民に利害関係が直接には及ばない場合や関係者にとつて利益になる場合等において過去のある時点に遡って法を適用することもある。これは法の不遡及の例外として「法の遡及適用」という(田島信威『法令入門(第三版)』八五～八六頁(法学書院、二〇〇八))。

保険法の規定は、経過措置の原則として保険法の施行日(平成二二年四月一日)以後に締結された保険契約について適用する(保険法附則二条本文)。もつとも、関係者に対して不合理な不利益を及ぼすものではなく、むしろ保険契約者等の保護やモラル・リスク等の防止などの趣旨に照らして、既存の契約にも保険法の法律を及ぼすのが適当と考えられる一部の規定については、例外的に保険法の施行前に締結された契約にも保険法の規定を適用するとされる(同但書。萩本修編著『二問一答 保険法』二一六頁(商事法務・二〇〇九))。そして、その例外として、保険給付の履行期(保険法二二條・五二條・八一條)、重大事由による解除(保険法三〇條・五七條・八六條)、受取人の介入権(保険法六〇條・六二條・八九條・九一條)などが掲げられている(保険法附則三條・六條)。しかし、共済契約

への適用や遺言による保険金受取人の変更に関する規定が含まれていない。すなわち、遺言による保険金受取人変更に関する規律は、保険法施行日前に締結された保険契約および共済契約については適用されないこととなっている。

イ、改正前商法の準用の可否

「共済とは、社会的に同質の属性を有する者同士が集まって運営する相互扶助の仕組みである」（山下友信『保険法』一四頁（有斐閣・二〇〇五））。共済と保険との最も大きな違いは、保険は不特定多数の者を対象としているのに対して、共済は特定地域に住む者や、農協・生協のような特定の職業・組合に所属している者（組合の構成員）のみを対象としている点である。もともと、共済は本質的に保険と同一のものであることは一般的な認識である（鴻常夫「保険と共済」同『保険法の諸問題』二六五頁（有斐閣・二〇〇二）、山下・前掲書一〇八―一〇九頁、宮島司編著『逐条解説 保険法』七頁（弘文堂・二〇一九）〔宮島司〕、山下典孝編『保険法』六頁（法律文化社・二〇一九）等）。すなわち、共済も保険と同じく、万一の事故が発生した場合に私たちの生命や財産を守るための機能を有し、諸成契約性、射幸契約性、善意契約性等の法的性質を有する。同じく、将来起こるかもしれない危険に対し、大数の

法則、収支相当の原則および給付反対給付均等の原則に基づき予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料または掛金を算定するという技術を使って事業を行っている。

改正前商法の下においては、中小企業等協同組合法では、保険に関する改正前商法の規定が準用されている例があった（たとえば、平成二〇年改正前中小企業等協同組合法九条の七の五第一項等）。一方、農業協同組合法では、それが準用されていなかった。立法論としては、共済契約にも改正前商法の保険に関する規定を準用すべきとする見解があった（竹内昭夫『手形法・保険法の理論』二五六―二五七頁（有斐閣・一九九〇））。また、解釈論においては改正前商法の規定の類推解釈を行い、裁判例においても必要であれば改正前商法の規定の準用を認めている。なお、共済の約款は基本的な部分では保険の約款との大差がなかった（山下・前掲書一〇八頁）。

ウ、本判決の検討

本件共済契約は平成七年六月三〇日に締結されたものであるため、保険法が適用されない。また、改正前商法には保険契約の規律対象に共済契約が含まれないため、改正前商法も直接適用できない。本判決は、「本件共済契約は、民法および本件約款により規律される」と明示している。

これは、「法の不遡及」の一般原則および保険法附則の規定に基づいたものであって、相当である。

したがって、本件共済契約は、原則として本件約款に従う。本件約款に定められていない事項については、民法が適用されることになる。

もともと、本判決では、死亡共済金請求権を死亡保険金請求権と別異に解すべき理由はないとして、改正前商法の下での生命保険契約に関する判例、解釈論を引用している。これは前述のように、共済と保険は本質的に同一のものであることに鑑み、必要に応じて改正前商法の規定の準用を認めるわけであるから、妥当ということができる。

(2) 保険法施行前締結の共済契約の遺言による死亡保険金受取人変更の可否

以上から分かるように、保険法施行前に締結された契約には保険法が適用されない。そのため、改正前商法の下での遺言による死亡保険金受取人変更の可否についての状況を確認する必要がある。

ア、改正前商法の下での学説・判例の概観

遺言事項は法定事項すなわち、遺言により法律上の効果を発生させることのできる事項である（民法九六〇条）。しかし、保険金受取人の変更は、民法上遺言事項として明

記されていない。改正前商法においても、遺言による保険金受取人の変更について明文の規定が特に設けられていなかった。それが故に、遺言による保険金受取人変更の可否等をめぐって、古くから様々な議論がなされ、否定説と肯定説に分かれていた。近時は肯定説が多数説であった（詳細は、宮島・前掲書五八七頁「李鳴」参照）。そして、肯定説は理論的にさらに、「遺言事項と解する説」（「遺言の効力と解する説」ともいわれる。）（水口吉蔵「生命保険契約後の受取人の指定と変更」法律論叢二〇巻三号一八頁・二八頁（一九四一）、中村敏夫『生命保険法の理論と実務』二八九頁（保険毎日新聞社・一九九七）、山下・前掲書五〇〇頁等）と、「遺言の場を借りた意思表示説」（大塚英明「判解」生命保険判例百選（増補版）二二七頁（一九八八）、山下典孝「遺言による保険金受取人の指定・変更について」文研論集一二四号一六〇頁以下（一九九八）、鈴木達次「遺言による保険金受取人指定・変更の可否」奥島孝康Ⅱ宮島司編『商法の歴史と論理・倉沢康一郎先生古稀記念』六三六頁（新青出版・二〇〇五）等）に分かれていた。もともと、「遺言事項と解する説」も「遺言の場を借りた意思表示説」も、遺言による保険金受取人変更の意思表示を相手方のないものとする点においてはほぼ一致している。

遺言による保険金受取人の変更を認めた最高裁判例は見当たらない。かつて遺言による保険金受取人の変更が否定されていた。たとえば、大判昭和六年二月二〇日新聞三二四四号一〇頁（保険金の一部の遺贈）、最三小判昭和四〇年二月二日民集一九卷一号一頁（遺言公正証書による全財産の遺贈）、大阪地判昭和五六年六月二六日文研判例集三卷八七頁（全財産の遺贈）、東京高判昭和六〇年九月二六日金法一一三八号三七頁（特定の相続人に保険金の一部の遺贈）など。

一方、昭和の終わり頃からの下級審では、それを肯定する裁判例は多くみられる。たとえば、①大阪高判昭和六三年一二月二日生判五卷三八八頁（原審、神戸地判昭和六二年一〇月二八日生判五卷一五九頁）、②東京高判平成一〇年三月二五判タ九六八号一二九頁（原審、東京地判平成九年九月三〇日金判一〇二九号二八頁）、③神戸地判平成一五年九月四日生判一五卷五四三頁、④東京高判平成一七年六月二日生判一七卷四一九頁、⑤京都地判平成一八年七月一八日金判一二五〇号四三頁、⑥東京高判平成二四年七月一〇日判タ一三八七号二四七頁（原審、さいたま地川越支判平成二四年一月二三日判タ一三八五号二四三頁）などがある。また、遺言による保険金受取人の変更を認めた

ものの、遺言による保険金受取人変更の効力の発生要件などが不備であることを理由にその効力を否定した裁判例として、⑦名古屋地豊橋支判平成一二年一月二七日生判一二卷五七九頁、⑧名古屋高判平成一三年七月一八日生判一三卷五七三頁、⑨東京高判平成一三年四月二五日金判一三三一号三一頁、⑩仙台高判平成二〇年三月二七日生判二〇卷二〇〇頁などもある。そして、上記裁判例のうち、②裁判例は「保険金受取人の変更は、保険契約者の一方的意思表示によつてなされる単独行為である。」「遺言により保険金受取人の変更の意思表示がなされた場合には、死亡と同時にこの意思表示が死者の最終かつ確定的意思表示として効力を生じ、遺言のとおりに死亡保険金の受取人が変更されるものと認めるのが相当である。」と判示し、遺言による保険金受取人変更の効力を明確に認めている。同判決以後、遺言による保険金受取人の変更を肯定するのが学説・判例・実務上の主流となった。

法理

(ア)遺言による保険金受取人変更の効力の発生要件
遺言による保険金受取人変更の効力の発生要件として、

以下の三つが挙げられる。

① 遺言自体が有効であること。普通方式の遺言は、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三つの方式に分類される（民法九六七条）。遺言後に生前処分など遺言と抵触する法律行為がなされた場合には、遺言の抵触部分が撤回されたものとみなされる（民法一〇二三条二項）。たとえば、前掲⑩裁判例は、保険契約者が受取人変更をする旨の遺言をした後、生前さらに遺言と異なる別の者を保険金受取人に変更したため、後者の保険金受取人の変更が有効であり、遺言による受取人変更の意思表示は取り消されたものとした。

② 保険金受取人変更の意思表示が明確であること。保険金受取人の変更は、保険契約者の一方的意思表示によって保険金受取人の権利に重大な変更をもたらすものであるから、保険金受取人の変更であることが外部から明確に確認できるものでなければならない。前掲⑦⑧裁判例は、遺言の記載では、遺言者（保険契約者）が保険金受取人を変更する意思表示をしたことが外部から明確に確認できないとして、遺言による保険金受取人変更の効力を否定した。

③ 被保険者の同意があること。他人を被保険者とする死亡保険契約について遺言による受取人変更をする場合には、被保険者の同意が効力発生要件となっている（山下・前掲

書二六八頁・二七四～二七五頁参照）。したがって、被保険者が同意せずに死亡した場合、遺言による保険金受取人の変更は無効となる。同意の時期は、遺言の効力発生時までに限る必要はなく、遅くとも保険事故が発生（被保険者が死亡）するまでに同意が得られていれば足りると解される（矢野慎治郎「遺言による保険金受取人の変更」の法制化について」生保論集一五九号二二三頁（二〇〇七）等）。

(イ) 遺言による保険金受取人変更の對抗要件

遺言は相手方のない単独行為であるため、通常、保険者は遺言による保険金受取人の変更があった事実を直ちには知らず、先に保険金給付を請求した旧受取人に保険金を支払ってしまい、その後遺言による変更後の新受取人から保険給付を請求されるといふ二重弁済の危険にさらされる恐れがある。したがって、改正前商法の下では、遺言による保険金受取人の変更の効力が認められると解した場合であっても、これを保険者に対抗するには保険者に対する保険金受取人変更の通知が必要とされる（改正前商法六七七条一項参照）。

保険者への通知主体は、保険契約者の死亡後は保険契約者の地位を承継する相続人であるが、遺言執行者もその通

知を行うことができる」とされている。そして、遺言執行者による通知を認めた裁判例もある（前掲②裁判例）。

通知の時期について、被保険者死亡前でない」と認められないとする見解（中村・前掲書三四四頁等）と、保険金支払前であれば認められるとする見解（金沢理「他人のためにする保険―指定または変更の對抗要件」服部栄三Ⅱ川長七編『基本法コンメンタール商法総則・商行為法』〔第四版〕二二八頁（日本評論社・一九九七）、西島梅治『保険法（第三版）』三三五頁（悠々社・一九九八）、山下友信「保険金受取人の指定・変更」ジュリスト七四七号二八三頁（一九八一）、大阪高判昭和六三年一月二二日、東京地判平成九年九月三〇日、同控訴審東京高判平成一〇年三月二五日等）があった。後者が多数説・判例の立場である。相続人からの通知によって對抗要件が具備された場合は、新受取人が保険者に対して遺言により保険金受取人を自分に変更されたことを主張して保険金の支払を請求することができる。他方で、對抗要件が具備されていない場合は、保険者が新受取人に対して保険金を支払う義務はない。つまり、保険者への對抗要件である通知が到達する前に、保険者が旧受取人に対して行った保険金給付は有効となるので、保険者はさらに新受取人に対し保険金を支払う必要は

ない。後は遺言による変更後の新受取人が、保険者からの支払を受けた旧受取人に対して、不当利得の返還請求（民法七〇三条・七〇四条）を行うことによって解決を図ることとなる。

ウ、本判決の検討

(ア)本件遺言による共済金受取人変更の可否

本件約款では、遺言による共済金受取人の変更に関する規定は設けられていない。そうすると、反対解釈により、それを明示的に否定する規定はない以上、本件遺言による共済金受取人の変更ができると考えられる。

本判決は、次の理由で、本件遺言による共済金受取人の変更を認めている。すなわち、①死亡共済金受取人の指定・変更は財産処分行為と捉えることができることから、遺言による共済金受取人の変更を遺言事項として類推することが許容され得ること、②共済金受取人の変更が認められている以上、Y共済者が、営利目的で運営される組織でないからなどという理由で、直ちに遺言による共済金受取人の変更ができないという理由にはならないこと、③本件約款において共済金受取人を契約者あるいは被共済者の家族に限定する規定は見当たらないこと、および④改正前商法の下での最高裁判所の判例等によれば、本件遺言による共済

金受取人の変更を認めるのが相当である。

なお、現に生命共済契約の遺言による共済金受取人の変更が認められた事案もある。前掲⑥裁判例もその一つである。

前掲⑥裁判例は、共済者（農業協同組合）との間で自己を被共済者兼死亡共済金受取人とする養老生命共済契約を締結した共済契約者がその後死亡共済金の総額を控訴人（共済契約者の債権者）に遺贈する旨の公正証書遺言を作成して死亡し、控訴人が共済者である被控訴人に対して当該共済契約に基づき死亡共済金の支払を求めた事案である。当該事案における主たる争点は、被控訴人の貸金債権を自働債権とする相殺の抗弁の成否であるが、判決は、遺言による共済金受取人の変更が可能であることを前提に判断したものである。

以上より、本件遺言による共済金受取人の変更を可能とした結論は相当であると考える。

(イ)本件遺言による共済金受取人変更の効力の発生要件は

具備か

本件では、遺言の書式は自筆証書遺言である。本件遺言においては、本件共済契約の死亡共済金受取人を X に変更するという明確な意思表示がある。また、共済契約者であ

る亡 A 自身が被共済者であるから、必要とされる被共済者の同意が必然的であった。したがって、形式的には、本件遺言による共済金受取人変更の効力の発生要件が具備されている。

もっとも、亡 A が死亡共済金受取人を自分の相続人である実母 Y から会社の従業員である X に変更した意思については、社会通念上疑問に思われるところである。しかし、原審判決では、亡 A が運営していた事業の継続を希望し、多額の負債を前提としながら全財産を包括遺贈するだけでなく、事業の運転資金を捻出すべく、あえて死亡共済金受取人を X に変更したということが推認されていること、遺言の要式や受取人変更の意思表示の明確さが争点となっていないことから、問題ないと考える。

(ウ)本件遺言による共済金受取人変更の効力の発生時期は

いつか

本判決は、まず「遺言は、遺言者の死亡と同時に効力を生じるものである」と、民法九八五条を引用したうえで、「遺言で共済金受取人変更の意思表示がなされた場合には、遺言者の死亡と同時に上記変更の意思表示が遺言者の最終的かつ確定的意思表示として効力を生じるものであり、遺言どおりに死亡共済金受取人の変更の効力が生じる」と、

遺言による共済金受取人の効力の発生時期を判示した。これは、まさに前掲②裁判例の立場を踏襲したものといえよう。

本件では、亡Aは、平成二七年二月一九日に本件共済契約に係る共済金受取人をY₂からXに変更する旨の遺言を作成し、同年三月二四日に死亡した。したがって、本件遺言による死亡共済金受取人変更の効力は、亡Aの死亡日である同年三月二四日に発生し、これにより死亡共済金受取人はXになったと解される。かかる結論は妥当であると考えられる。

(エ)本件遺言による共済金受取人変更の對抗要件があるか
 本判決は、本件死亡共済金受取人の変更の効力がY₁共済者への通知によって生じるものではないとした。その理由は次のとおり判示している。すなわち、共済金受取人の変更は、保険金受取人の変更の場合と同様に解釈し、共済契約者の一方的意思表示によってなされる単独行為であり、この意思表示がなされれば、確定的に成立した時点で直ちに効力を生じる。また、本件約款二四条二項の死亡共済金受取人の変更が書面でその旨を組合共済者に通知しなければ組合に對抗することができないという規定は、共済金の二重払いを防止する趣旨に基づくもので共済者に対する対

抗要件であり、共済金受取人変更の効力は共済者への通知によって生じるものではないから、民法九七条一項の適用場面ではない。

そして、本件では、C遺言執行者は、Y₂が死亡共済金を請求して死亡共済金が支払われる前に、Y₁共済者に対し、死亡共済金受取人が亡Aの遺言によりXに変更されたことを書面で通知した。本判決は、保険金受取人変更の通知が保険金支払前であれば對抗要件を認めるとの多数説・判例の立場を採用し、C遺言執行者の通知によってXのY₁共済者への對抗要件が具備されていることを認めている。これについて異論の余地はないと考える。

二 債権の準占有者に対する弁済について

本件において、Y₁共済者は、旧受取人であるY₂に対し支払った死亡共済金について、債権の準占有者に対する弁済として免責されると主張している。これが果たして成立するかどうかが問題となる。

民法四七八条（債権の準占有者に対する弁済）は「債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。」と定めている（改正後「受領権者……以外の者で

あつて取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」と改めている。ここにいう「債権の準占有者」とは、自己のためにする意思をもって債権を行使する者で、債権者ではないのに取引通念上債権者らしい外観を呈する者をいう（大判昭和二年六月二日民集六卷四〇八頁）。債権の準占有者に対する弁済が有効であるためには、弁済者が善意かつ無過失であることを要する。その弁済が有効となるときは、債務は消滅し、さらに弁済をする必要はなくなる。真正の債権者は、債権の準占有者に対して不当利得に基づく返還請求または不法行為に基づく損害賠償請求をするほかなくなる。当該規定は、善意・無過失の弁済者を保護する趣旨によるものである（我妻榮Ⅱ有泉亭ほか『我妻・有泉コンメンタール民法（第六版）総則・物権・債権』九五六頁（日本評論社・二〇一九）参照）。

本判決は次の理由から、Y₂に死亡共済金を支払ったY₁共済者の行為に過失があるとして、債権の準占有者に対する弁済として認めなかった。すなわち、①本件支払までに「遺言執行者であるC弁護士から死亡共済金受取人の変更通知がされていた」。②「遺言による死亡共済金受取人の変更を肯定する下級審裁判例も複数存在し」、「本件共済契約についても同様の判断が出されることは容易に予測可能

なものである」。

全くそのとおりである。加えて、本件では、XとY₂のいずれの者が共済金受取人となるかを確知できない場合について、Y₁共済者は、受取人（債権者）不確知として死亡共済金を弁済供託することができないのではないかと考える（民法四九四条後段。改正後民法四九四条二項）。それにもかかわらず、かかる手段を採らなかったY₁共済者の対応が適切ではないことも明らかである。

三 共済金請求権が特別利益として持戻しの対象となるかについて

本件において、Y₂は、本件遺言によって死亡共済金受取人が変更された共済金請求権等は、相続財産ではないものの、特別受益に準じて持戻しの対象となると主張している。これが採用され得るかどうかが問題となる。

(1) 特別受益の持戻し制度

民法では、特別受益の持戻し制度が設けられている（改正前民法九〇三条、改正後一〇四六条）。「特別受益」とは、被相続人から特定の相続人へ遺贈された財産、または婚姻、養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与された財産をいう（同条一項前段）。「特別受益の持戻し」とは共同相

続人の中に特別受益を得ていた者がいる場合は、その特別受益分を相続財産に加算して分割を決定することである（同条一項後段・二項）。もつとも、これらの相続人について、その遺贈または贈与に関し、被相続人の別段の意思表示があれば、その意思に従う（同条三項。いわゆる「持戻し免除」）。特別受益の持戻し制度は、共同相続人間の衡平を図ると共に、被相続人の財産処分自由も考慮するという趣旨・目的に基づくものである（谷口知平「久貴忠彦『新版注釈民法（27）相続（2）』二一三―二一四頁（有斐閣・二〇一三）「有地亭」）。

(2) 包括受遺者と特別受益者の関係

包括受遺者とは、遺産の全部またはその一定割合を与えらる旨の遺贈を受けた者をいう。特別受益者は、当然共同相続人の一人であるのに対し、包括受遺者は、相続人でもある場合と共同相続人以外の第三者である場合がある。包括受遺者の法的地位は、相続人のそれに類似することから、民法上、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するとされている（民法九九〇条）。したがって、前者の相続人でもある場合には、包括受遺者は、相続分の指定（民法九〇二条）と同一の機能を果たすことになり、遺言者の一身専属的権利を除く一切の権利義務を承継し、持戻しに服す

べきであるとの見解が一般的である（谷口「久貴・前掲書二一九頁「阿部徹」参照）。これに対し、後者の共同相続人以外の第三者である場合には、包括受遺者を相続人と同一視するとしても、民法上「相続人」は一定の親族関係ある者に限られているし（民法八八九条以下）、包括受遺者のなかには自然人だけではなく法人も含まれる余地があること、そもそも包括受遺者の取得権原は相続人と異なり、遺言者の意思を基礎にすることなど、包括受遺者は相続人とはかなり差があるという観点から、包括受遺者を持戻しに服せしめることを否定する見解もある（谷口「久貴・前掲書一九三頁「有地・床谷」参照）。

(3) 保険金請求権と特別受益の持戻しの関係

第三者のためにする生命保険契約における保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に保険金受取人と指定された者の固有財産となり、保険契約者の財産から離脱しているというのが確立した判例・通説の考え方である（詳細は、宮島・前掲書五四〇頁以下「李鳴」参照）。しかし、保険金請求権と特別受益の持戻しとの関係については、共同相続人のうち特定の者が保険金受取人として取得した保険金請求権が、他の相続人との関係で特別受益の持戻しの対象となるかについて見解が分かれている。

これまでの学説においては、被相続人（保険契約者）の通常の意味に沿う等を根拠として否定する見解（大塚正之「特別受益の意義と範囲」野田愛子・泉久雄編『遺産分割・遺言二一五題』判タ六八八号五二頁（一九八九）等）、原則として否定するが、共同相続人間の公平性を損なう場合には例外的に認めるとする見解（千藤洋三「判批」民商法雑誌一一二卷六号九一四頁（二〇〇〇）等）、原則として肯定するが、共同相続人の地位や財産、生命保険金の生活保障の機能等を考慮して持戻しを免除することができるとする見解（辻朗「判批」判タ一〇二四号九一頁（二〇〇〇）ほか）、保険契約者と保険金受取人との間の対価関係に着目して肯定する見解（山下・前掲書五一三頁、竹濱修「保険金受取人の死亡と相続」倉沢康一郎『生命保険の法律問題』金判一一三五号八三頁（二〇〇〇）ほか）などがある。肯定説が多数説として形成しつつある（詳細は、千藤洋三「判解」ジュリスト一二九一号八九頁（二〇〇五）参照）。

一方、これまでの判例・裁判例においては、肯定例としては、①福島家審昭和五五年九月一六日家月三三卷一七号七頁、②宇都宮家栃木支審平成二年二月二五日家月四三卷八号六四頁、③長野家審平成四年一月六日家月四六卷

一号二二八頁、④東京高決平成一七年一〇月二七日家月五八卷五号九四頁、⑤名古屋高決平成一八年三月二七日家月五八卷一〇号六六頁、否定例としては、①広島高岡山支決昭和四八年一〇月三日家月二六卷三号四三頁、②東京高決昭和五五年九月一〇日判タ四二七号一五九頁、③東京高判昭和六〇年九月二六日金法一一三八号三七頁、④高松高決平成一一年三月五日家月五一卷八号四八頁、⑤大阪家堺支審平成一八年三月二二日家月五八卷一〇号八四頁があり、拮抗している。近年は否定例が主流になりつつある（千藤・前掲「判解」八九頁参照）。

最決平成二六年一〇月二九日民集五八卷七号一九七九頁は、被相続人が自己を保険契約者兼被保険者とし、共同相続人の一人を保険金受取人として締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権について、特別受益の該当性を否定しつつ、「保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。」と判示した。そして「特段の事情」の有無の判断基準について、①「保険金

の額」、②「この額の遺産の総額に対する比率」、③「同居の有無」、④「被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係」、⑤「各相続人の生活実態等」を例示したうえ、本件は特段の事情があるとはいえないことから、本件死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象と認めなかった。

なお、上記判例・裁判例は、いずれも共同相続人のうちの一人が保険金受取人と指定された事案であるが、相続人ではない第三者が死亡共済金受取人に変更された本件事案と異なる。

(4) 本判決の検討

本件死亡共済金請求権は特別受益として持戻しの対象となるかについて、本判決は、まず前掲最判昭和四〇年二月二日を引用し、死亡共済金請求権も死亡保険金請求権と同様に相続財産を構成しないと判示したうえで、共同相続人ではないXは、亡A財産の全てを包括遺贈されているから、Y₂とXとの間では、民法九〇三条一項および二項が適用される余地はないとした。

次に、本判決は、前掲最決平成二六年一〇月二九日を用い、共同相続人の一人が包括受遺者兼死亡保険金受取人

である場合において、民法九〇三条の趣旨に照らして特段の事情が存在する場合は、死亡保険金請求権は特別受益の持戻しの対象となると解する余地があるが、包括受遺者が相続人以外の第三者である場合は、包括遺贈が相続そのものではないから、相続人と同一の権利義務を有するという民法九〇条の適用がないと判示した。

さらに、本判決は、生前贈与が遺産の前渡しとして行われることが多く、これらを持戻させることにより共同相続人間の衡平を図るといふ民法九〇三条の趣旨・目的に照らすところ、相続人ではない第三者に対する包括遺贈は、遺産の前渡しという性質を有しないし、第三者は民法九〇〇条の法定相続分を有するわけではないから、民法九〇三条を類推適用すべき理由はないと判示した。

要するに、本件死亡共済金請求権は亡Aの相続財産に含まれない。また本件では、Xは亡Aからその者の全財産を包括遺贈されている包括受遺者である。民法九〇〇条の規定では、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するとされるが、相続人ではない包括受遺者Xは、相続人であるY₂と同様に法定相続分（民法九〇〇条）を有していない。したがって、「特段の事情」の有無を検討するまでもなく、共済金請求権は特別受益として具体的相続分の算定および

これに基づく遺産分割で考慮されることもなく、 X と Y_2 との間では、共同相続人であることを要件とする民法九〇三条一項二項は類推適用されない。 X が取得した共済金請求権は、特別受益に準じて持戻しの対象にならないという点とである。

四 遺留分減殺請求権による相殺の可否について

本件では、 Y_2 はまた、仮に本件遺言による死亡共済金受取人の変更が有効であるとすると、 Y_2 の X に対する遺留分減殺請求権と X の Y_2 に対する不当利得返還請求権との対当額での相殺が認められるべきと主張している。かかる相殺ができるかどうか問題となる。

(1) 遺留分減殺請求権制度

民法一〇三一条は、被相続人が特定の相続人等に遺贈または贈与した結果、遺留分に満たないときには、一定の範囲の法定相続人に最低限の遺産の取り分を確保するために、遺留分権利者およびその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、その遺贈または贈与の減殺を請求することができる^①と定めていた。これが遺留分減殺請求権である(改正後民法一〇四六条では「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害額請求権」に変わった)。遺留分減殺請求権制度の

趣旨は、被相続人の財産処分自由と法定相続人の権利ないし利益との調整・妥協を図ったところにある(太田武男『相続法概説』一八三〜一八四頁(一粒社・一九九七))。遺留分減殺請求の方法について法律上の定めはないが、遺留分減殺請求権の法的性質は形成権であることから、この権利の行使は減殺の相手方となる受贈者または受遺者に対する一方的な意思表示によってすれば足りると解される(高橋朋子『床谷文雄』棚村政行『民法七親族・相続』(第五版)四二二頁(有斐閣・二〇一七)〔中川淳〕)。

特別受益の持戻し制度と遺留分減殺請求制度は、どちらも相続人の遺産の取り分を確保するための制度であるが、次の違いが挙げられる。①特別受益の持戻し制度における特別受益者の範囲は相続人であるのに対し、遺留分減殺請求制度における受贈者または受遺者の範囲は相続人のみではなく、相続人以外の包括受遺者なども含まれる。②特別受益の持戻し制度では持戻しの免除(民法九〇三条三項)があるのに対し、遺留分減殺請求制度ではこのような免除は認められない。③遺留分減殺請求制度では原則として相続開始前の一年間にされた贈与のみが対象となる(民法一〇三〇条)のに対し、特別受益の持戻し制度ではこのような制限はない。

遺留分算定の際に特別受益も考慮される。特別受益としてなされた贈与が減殺の対象となるかについては、学説上、肯定説と否定説に分かれている（詳細は、高橋Ⅱ床谷Ⅱ棚村・前掲書四八〇頁「中川淳」参照）。一方、最高裁は、減殺請求を認めることが相続人に酷であるなどの特段の事情がない限り、民法一〇三〇条の定める要件を満たさないものであっても遺留分減殺の対象となると肯定説を採用した（最判平成一〇年三月二四日民集五二卷二号四三三頁）。つまり、一年を超える贈与であったとしても、また遺留分権利者を害することを知らなかったとしても、原則として遺留分減殺の対象になるということである。

(2) 保険金請求権と遺留分減殺請求権との関係

保険金受取人の変更により取得する保険金請求権が遺留分減殺の対象になるかについて、学説上、保険金請求権の固有権性を認めながらも、遺留分減殺の対象になるとする肯定説が多い（詳細は、千藤洋三「判解」ジュリスト二二四六号（二〇〇三）八二頁参照）。その理由としては、受取人指定（変更）行為には遺贈と同視すべき財産無償処分としての実質関係が認められる場合が多いこと（大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森Ⅱ三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』五九頁（有斐閣・一九五八））、積立預金の

性格をもっていることから遺贈されたものと考えられること（内田貴『民法Ⅳ（補訂版）親族・相続』三七一頁（東京大学出版会・二〇〇四））、相続開始前一年内（民法一〇三〇条）になされた生前贈与として保険契約者から保険金受取人への価値の移転があったと考えてよいこと（山下友信『現代の生命・傷害保険法』七八頁（弘文堂・一九九九））、などが挙げられる。他方、保険金請求権の相続財産を否定しながら遺留分算定の基礎財産に含めるといふのは矛盾であるとの理由などで遺留分減殺の対象としない否定説もある（松川正Ⅱ窪田充見編『新基本法コンメンタール相続』（別冊法学セミナー二四五号）二五三頁（二〇一六）「潮見佳男」等）。

下級審裁判例においては、肯定例は見当たらない。否定例として東京高決昭和五五年九月一〇日判タ四二七号一五九頁と東京高判昭和六〇年九月二六日金法一一三八号三七頁があった。最判平成一四年一月五日民集五六卷八号二〇六九頁は、保険金受取人が不仲となった妻から父（第一順位の子がいるため、相続人ではない）に変更され、取得された保険金請求権が遺留分減殺の対象となるか否かが争われた事案において、保険金受取人を変更する行為は民法一〇三一条に規定する遺贈・贈与またはこれに準ずるもの

に該当せず、その保険金請求権は遺留分減殺の対象にならないと判示した。その理由付けは、「死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではない。」「また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものともみることができないからである」。

(3) 本判決の検討

遺留分減殺請求権による相殺の可否について、本判決はまず、保険金請求権は被保険者の死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないから、実質的保険契約者あるいは被保険者の財産に属していたと見ることができない。したがって、死亡保険金請求権は、民法一〇三一条に規定する遺贈または贈与に係る財産に当たるものではなく、これに準ずるものといいうこともできないと、前掲平成一四年一月五日の最高裁

の判決を踏襲し、本件死亡共済金請求権は、遺留分減殺の対象とならないと判示した。

そのうえ、そもそもXはY₂に対し不当利得返還請求権を行使しているわけではないこと、遺留分減殺請求権に係る金銭の額自体は確定していないことから、Y₂による相殺の主張はその前提を欠くとして認めなかった。

以上は、本件共済契約の死亡共済金受取人をXに変更したAの意思を尊重する結論となり、論理構成からも正当ではないと言いつれなないと考える。

五 結びに代えて

(1) まとめ

本判決の結論をまとめると、本件共済金請求権は、本件遺言による共済金受取人変更の効力が有効であり、亡Aの死亡と同時に、共済金受取人はY₂からXに変更された。Y₁共済者が死亡共済金をY₂に支払った行為に過失があるため、債権の準占有者弁済は成立せず、Y₁共済者がXに対して五四〇〇万円およびこれに対する平成二七年九月九日から支払済までの遅延損害金を支払う義務を負う。なお、かかる結論により、Y₂が受けた本件死亡共済金は不当利得となるため、Y₁共済者は、Y₂に対し民法七〇三条に基づいて返還

請求をすることができると考えられる。

本件は、保険法施行前に締結された共済契約において、保険法施行後に遺言により死亡共済金受取人が相続人ではない第三者に変更された事案である。本判決は、保険法の関連規定が本件共済契約に直接に適用されないものの、遺言による保険金受取人の変更ができるとする保険法の新规定の趣旨を踏まえ、たうえで、改正前商法の下での肯定例・肯定説の立場に立って、本件遺言による死亡共済金受取人の変更を有効と認めている。そして、共同相続人間の問題となる特別受益の持戻しおよび相続人による遺留分減殺請求権については、相続人ではない第三者が共済金受取人として取得した死亡共済金請求権が共済契約者兼被保険者の相続財産ではないという性質から、いずれも否定されている。本判決は、結論も理論構成も概ね妥当なものであり、賛成したいと考える次第である。

(2) 本判決の意義

保険法公布後、生命保険会社の普通約款には、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡共済金受取人を変更できる規定が盛り込まれるのが通例となった。一方、共済においては、遺言による共済金受取人の変更可否について、従来どおり明確

な規定が設けられていない約款が多いようである。この理由について、保険法上遺言による保険金受取人の変更ができる規定は任意規定であり、一般に、生活協同組合が運営する共済においては、家計主義の下で共済金受取人は家族を前提としているため、あえて遺言による共済金受取人の変更の規定を設けると、共済金支払事務が煩雑になる可能性があると説明されている（吉田均（社）日本共済協会常務理事）「保険法と共済との関係」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』六四頁（経済法令研究会・二〇〇八）。

しかし、保険法四四・七三条の立法趣旨や高齢化社会における遺言の重要性に鑑みれば、遺言による共済金受取人の変更もできることを前提とする共済保険の実務を構築する必要があるのではないかと思われる。こうした点においてとりわけ本判決は注目される。本事例と類似するケースは今後も実際に生じ得るものと考えられるので、下級審裁判例ではあるものの、共済保険の実務に与える影響も少なくないといえよう。

また、保険法上、遺言による受取人変更に関する規律は保険法施行後に締結された保険契約にのみ適用される。一方、生命保険契約または傷害疾病定額保険契約は、一般的

に長期にわたる契約であるため、既契約のうちの多くは保険法施行前に締結されたものである。そのような適用限定がある故に、遺言による保険金受取人の変更について、施行日前に締結された保険契約と施行日以後に締結された保険契約との間で、理論上の解釈の齟齬が生じる恐れがある。少なくとも保険者の実務対応が複雑になって混乱が生じることになりかねない（矢野慎治郎「遺言による受取人変更」落合Ⅱ山下（典）・前掲書一三四頁、同旨）。保険契約者の意思を尊重する重要性、遺言による保険金受取人の変更に関する保険法の趣旨を踏まえれば、特段の事情がない限り、改正前商法の下での否定説・否定例を採用する余地はないのではないかと思われる。その意味では、本判決は、保険法施行後の遺言による共済金受取人変更の効力を肯定する新たな一つの裁判例として重要な意義がある。

(3) 今後の課題

特別受益の持戻し制度は、民法上共同相続人であることを要件としているところ、本件のように相続人ではない第三者が保険金受取人に変更された場合は適用できない。仮に共同相続人のうちの一人が保険金受取人に変更された場合であっても、持戻しの免責があるため、適用は難しい。したがって、相続人が遺留分を確保するためには、遺留分

侵害額請求権（改正前民法の遺留分減殺請求権）制度を利用するしかない。

原則論としては、保険金請求権の固有権性から変更後の保険金受取人が取得した保険金請求権は相続財産に該当せず、遺留分侵害額請求権の対象とならない。もっとも、被相続人の財産処分自由と法定相続人の権利ないし利益との調整・妥協を図るとの遺留分侵害額請求制度の趣旨に鑑み、特段の事情、たとえば、保険金受取人変更の行為によって、相続人の生活を著しく脅かす場合や被相続人への経済的援助・世話等貢献してきた場合は、例外的にかかる保険金請求権ないし共済金請求権を遺留分侵害額請求の対象とする余地を認めてもよいのではないかと考えられる（同旨、肥塚・前掲「判批」二二二―二三頁、吉川・前掲「判批」四三頁、竹濱修「追加説明」保険事例研究レポート三一六号二三頁（二〇一八））。もっとも、どの程度の貢献をした場合にそれを認めるべきかは、一定の判断基準が必要であろう。

李 鳴